

船員保険疾病任意継続被保険者の方の保険料額 【平成27年4月分（4月納付分）～】

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	船員保険料	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額		9.93%	11.6%
1	58,000	円以上 ~ 63,000	5,759	6,728
2	68,000	63,000 ~ 73,000	6,752	7,888
3	78,000	73,000 ~ 83,000	7,745	9,048
4	88,000	83,000 ~ 93,000	8,738	10,208
5	98,000	93,000 ~ 101,000	9,731	11,368
6	104,000	101,000 ~ 107,000	10,327	12,064
7	110,000	107,000 ~ 114,000	10,923	12,760
8	118,000	114,000 ~ 122,000	11,717	13,688
9	126,000	122,000 ~ 130,000	12,511	14,616
10	134,000	130,000 ~ 138,000	13,306	15,544
11	142,000	138,000 ~ 146,000	14,100	16,472
12	150,000	146,000 ~ 155,000	14,895	17,400
13	160,000	155,000 ~ 165,000	15,888	18,560
14	170,000	165,000 ~ 175,000	16,881	19,720
15	180,000	175,000 ~ 185,000	17,874	20,880
16	190,000	185,000 ~ 195,000	18,867	22,040
17	200,000	195,000 ~ 210,000	19,860	23,200
18	220,000	210,000 ~ 230,000	21,846	25,520
19	240,000	230,000 ~ 250,000	23,832	27,840
20	260,000	250,000 ~ 270,000	25,818	30,160
21	280,000	270,000 ~ 290,000	27,804	32,480
22	300,000	290,000 ~ 310,000	29,790	34,800
23	320,000	310,000 ~ 330,000	31,776	37,120
24	340,000	330,000 ~ 350,000	33,762	39,440
25	360,000	350,000 ~ 370,000	35,748	41,760
26	380,000	370,000 ~ 395,000	37,734	44,080
27	410,000	395,000 ~	40,713	47,560

平成27年度における疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、410,000円です。

介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率(9.93%)に介護保険料率(1.67%)が加わります。

疾病任意継続被保険者の方の一般保険料率(9.93%)は、疾病保険料率(9.60%)と災害保健福祉保険料率(0.33%)を合計した率です。

- ・疾病保険料率のうち、6.41%は保険給付等に充てるための基本保険料率となり、3.19%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率となります。
- ・災害保健福祉保険料率は、健診等に充てられるものです。

保険料の納付方法について

疾病任意継続被保険者の方の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。

納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

前納による納付：3月と9月に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割り引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6カ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12カ月分：4月分～翌年3月分